



府食第 267 号
平成 15 年 11 月 12 日

食品安全委員会
企画専門調査会座長 富永 祐民 殿

リスクコミュニケーション専門調査会座長 関澤 純

食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項に盛り込むべき事項について（意見）

標記について、リスクコミュニケーション専門調査会として、別添のとおり、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 13 条の部分について、意見を取りまとめましたので、報告します。

(別添)

食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項に盛り込むべき事項について(意見)

平成 15 年 11 月 12 日
リスクコミュニケーション専門調査会

1. 食品安全基本法第 21 条に基づく基本的事項の策定について

- ・ 食品健康影響評価の実施については、科学的な評価である旨を明示する。
- ・ 情報及び意見の交換の促進(第 13 条)については、対応すべきハザードの認知から食品の安全性の確保に関する施策の策定に至る過程を通じて、関係者相互間の情報及び意見の交換の促進に努めることとし、目的のはっきりしない単なる情報と意見の交換ではないことを明確にする。

2. 情報及び意見の交換の促進(第 13 条)について

検討項目 1. 「基本的な考え方」

- ・ 別紙のとおり「・対応すべきハザードの認知から食品の安全性の確保に関する施策の策定に至る過程を通じて、関係者相互間の情報及び意見の交換の促進に努める。」を加える。

検討項目 2. 「関係者相互間の情報及び意見の交換(リスクコミュニケーション)の方法」

②関係行政機関

- ・ 別紙のとおり「・地方公共団体を含む関係行政機関の協力を得て、食品の安全性の確保に関する情報の収集に努めるとともに、関係行政機関による情報提供を支援する。」を加える。

(案)

(別紙)

情報及び意見の交換の促進

条文	検討項目	現状	今後の方向	関係条文等
<p>(情報及び意見の交換の促進)</p> <p>第13条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、当該施策の策定に国民の意見を反映し、並びにその過程の公正性及び透明性を確保するため、当該施策に関する情報の提供、当該施策について意見を述べる機会の付与その他の関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るために必要な措置が講じられなければならない。</p>	<p>1. 基本的考え方</p> <p>2. 関係者相互間の情報及び意見の交換(リスクコミュニケーション)の方法</p> <p>① 食品安全委員会</p> <p>② 関係行政機関</p>	<p>食品安全委員会は、関係行政機関と連携して、リスクコミュニケーションの促進を図るとともに、そのあり方について検討を行っている。</p> <p>食品安全委員会は、その会議(委員会及び専門調査会)を、「食品安全委員会の公開について」(平成15年7月1日付け決定)に基づき原則公開で行っているほか、同決定に基づき、委員会の議事録及び提出資料を原則公開し、評価結果、勧告、意見等を公表している。なお、非公開で開催される会議についても、会議の議事録については暫定的に発言者氏名を除いた議事録を公開し、会議の開催日から起算して3年経過後に発言者氏名を含む議事録を公開することとしている。</p> <p>また、同年8月1日、消費者等からの問合せ等に対応するための窓口として、「食の安全ダイヤル」を食品安全委員会事務局内に設置している(電子メールによる受付も行っている)。</p> <p>厚生労働省においては、審議会の公開、情報の公開など、食品の安全性の確保に関する施策の策定等の過程の公正・透明性を確保するための取組を進めるとともに、当該施策の策定に際して国民に意見を求めるパブリックコメントを実施している。</p>	<p>引き続き、食品安全委員会と関係行政機関とが連携して、リスクコミュニケーションの更なる促進を図る。</p> <p>対応すべきハザードの認知から食品の安全性の確保に関する施策の策定に至る過程を通じて、関係者相互間の情報及び意見の交換の促進に努める。</p> <p>食品安全委員会は、その会議を原則公開で行うとともに、評価結果、勧告、意見等を公表することによって、引き続き情報の提供に努めることとする。</p> <p>食品健康影響評価の結果等を公表するとともに、必要に応じ、評価の開始から結果に至るプロセスを説明し、評価結果についてわかりやすく解説する。</p> <p>食品の安全性の確保に関する施策についての情報の提供、パブリックコメントの実施、意見交換会の開催など、関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るために必要な措置を講じる。</p> <p>地方公共団体を含む関係行政機関の協力を得て、食品の安全性の確保に関する情報の収集に努めるとともに、関係行政機関による情報提供を支援する。</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第23条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 第2号から前号までに掲げる事務に係る関係者相互間の情報及び意見の交換を企画し、及び実施すること。</p> <p>八 関係行政機関が行う食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する事務の調整を行うこと。</p> <p>2～4 (略)</p>

(案)

(別紙)

条 文	検討項目	現 状	今後の方向	関係条文等
	<p>3. 食品安全委員会の行う関係者相互間の情報及び意見の交換全体に関する総合的マネジメント</p>	<p>また、食の安全に関するホームページを開設するとともに、行政の取組や、情報提供のあり方に関する意見を電子メールにより受け付けている。 さらに、政府広報など、食品の安全性の確保に関する情報の積極的な発信に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林水産省においては、農林水産大臣と消費者等との懇談会を定期的開催しており、地方段階においても、随時地方農政局ごとに関係者との懇談会を開催しているほか、残留農薬をはじめ、個別テーマごとのリスクコミュニケーションを順次行っている。 <p>また、平成15年7月、消費者等からの問合せに対応するための消費者相談窓口を、農林水産省本省、地方農政局に続き、地方農政事務所にも設置した。</p> <p>食の安全に関する消費者等との意見交換会を関係府省で連携して行っており、10月15日現在、6回の意見交換会が3府省の協力により行われている。</p> <p>また、リスクコミュニケーション専門調査会においては、リスクコミュニケーションの手法、政府全体として望ましいリスクコミュニケーションのあり方について検討を行っている。</p>	<p>他の分野におけるリスクコミュニケーションの経験も生かしつつ、政府全体として食の安全に関する望ましいリスクコミュニケーションのあり方の普及を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省や地方公共団体の行う基準設定等に際しての国民・住民からの意見聴取、国民・住民等からの定期的な意見聴取（食品衛生法第29条の2の2、第29条の2の3）を含め、消費者、生産者、流通業者、加工業者等幅広い関係者を対象として横断的リスクコミュニケーションを推進する。 	<p>「委員会は、リスク管理機関が行うリスクコミュニケーションも含めた、リスクコミュニケーション全体の総合的マネジメントを実施する」</p> <p>「総合的なリスクコミュニケーションとして、委員会を中心に、リスク管理機関、消費者、生産者等幅広い関係者を集めた意思疎通の仕組みを設ける」</p> <p>（「今後の食品安全行政のあり方について」（平成14年6月11日食品安全行政に関する関係閣僚会議取りまとめ））</p>